

飲酒運転の禁止

— 周辺者にも厳しくなった罰則 —



運転者の周辺者に対する罰則	
車両提供	5年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金
酒類提供	3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
依頼同乗	3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金



運転者には酒を
提供してはいけない！

DVD・ビデオ
時間: 約15分
価格: 30,000円(本体価格)

・お問合せ・お申込みは

(映) 有限会社 博映商事

TEL 092-741-0306 FAX 092-741-6628

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴1-3-31-220

【HP】 <http://hakuei-shoji.jp> 【E-Mail】 info@hakuei-shoji.jp

飲酒運転の禁止

～周辺者にも厳しくなった罰則～

平成19年6月道路交通法が大きく改正されました。改正の大きなポイントの一つは、飲酒運転者への罰則が大幅に強化されたこと。そしてもう一つは、飲酒運転者の周辺者への罰則が新設されたことです。今までの道路交通法には飲酒運転者の周辺者を直接罰する規定がなく、飲酒運転を助長しても、「ほう助罪」を適用する以外ありませんでした。

そこでこの作品では、飲酒運転者や周辺者への厳しくなった罰則を簡潔に説明し、更に飲酒運転によって起きた悲劇を再現していきます。もうこれ以上、新たな悲劇を増やさないよう視聴者に改めて強く認識させる内容となっています。

作品の内容

■改正された道路交通法とは？

改正された道路交通法では、運転者本人に対する罰則が一段と厳しくなりました。

酒酔い運転の場合、改正前の3年以下の懲役または50万円以下の罰金から、5年以下の懲役または100万円以下の罰金となりました。酒気帯び運転の場合、改正前の1年以下の懲役または30万円以下の罰金から、3年以下の懲役または50万円以下の罰金となりました。

運転者本人への罰則	
酒酔い運転	
改正前	改正後
3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金	5年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金

運転者本人への罰則	
酒気帯び運転	
改正前	改正後
1年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金

そして最大のポイントは飲酒運転をした運転者の周辺者をも処罰できる罰則が、新たに加わったことです。

■新設された周辺者への罰則

○酒類提供の禁止

飲酒運転することとなる恐れがある者に、お酒を勧めた人に対する罰則

- ・運転者が酒酔いの場合 … 3年以下の懲役、または50万円以下の罰金
- ・運転者が酒気帯びの場合 … 2年以下の懲役、または30万円以下の罰金

○車両提供の禁止

酒気を帯びていて運転することとなる恐れがある者に車を提供した人に対する罰則

- ・運転者が酒酔いの場合 … 5年以下の懲役、または100万円以下の罰金
- ・運転者が酒気帯びの場合 … 3年以下の懲役、または50万円以下の罰金

○依頼同乗の禁止

お酒を飲んだ運転者の車に要求・依頼して同乗した人に対する罰則

- ・運転者が酒酔いの場合 … 3年以下の懲役、または50万円以下の罰金
- ・運転者が酒気帯びの場合 … 2年以下の懲役、または30万円以下の罰金

●お問い合わせ・お申し込みは

・お問い合わせ・お申し込みは

(映) 有限会社 博映商事

TEL 092-741-0306 FAX 092-741-6628

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴1-3-31-220

【HP】 <http://hakuei-shoji.jp> 【E-Mail】 info@hakuei-shoji.jp